

○ 財務省告示第 67 号

国債の発行等に関する省令（昭和 57 年大蔵省令第 30 号）第 5 条第 11 項の規定に基づき、令和 7 年 2 月 26 日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和 7 年 3 月 11 日

財務大臣 加藤 勝信

- | | | |
|----|---------------|--|
| 1 | 名称及び記号 | 利付国庫債券（20 年）（第 174 回、第 175 回、第 176 回、第 178 回、第 180 回及び第 181 回）、利付国庫債券（30 年）（第 42 回、第 43 回、第 44 回、第 45 回、第 51 回、第 52 回、第 55 回、第 59 回、第 60 回、第 61 回、第 62 回、第 63 回、第 64 回及び第 65 回）及び利付国庫債券（40 年）（第 8 回、第 9 回、第 10 回、第 11 回及び第 12 回） |
| 2 | 発行の根拠法律及びその条項 | 特別会計に関する法律（平成 19 年法律第 23 号）第 47 条第 1 項及び第 62 条第 1 項 |
| 3 | 振替法の適用等 | 社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 |
| 4 | 発行方法 | 利回り格差（第 17 号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行 |
| 5 | 募入決定の方法 | 各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。 |
| 6 | 発行額 | 額面金額で 399,900,000,000 円
内訳（別表のとおり） |
| 7 | 払込金額 | 293,692,362,000 円 |
| 8 | 最低額面金額 | 50,000 円 |
| 9 | 振替単位 | 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。 |
| 10 | 発行日 | 令和 7 年 2 月 26 日 |
| 11 | 発行価格 | 発行対象国債ごとに、額面金額 100 円につき、次の算式により算出した金額 |

- $$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left\{ \frac{\text{第 17 号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right\} \times \text{残存年数}}$$
- 12 利率 (別表のとおり)
- 13 経過利子の
払込み 募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。
- $$\frac{\text{各発行対象国債の額面金額の総額} \times \text{各発行対象国債の利率} / 100 \times \text{各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第 10 号に規定する発行日までの経過日数 (利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。)} / 365}{}$$
- 14 利子 第 10 号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(償還期限について同じ。)
- $$\frac{\text{各発行対象国債の額面金額} \times \frac{\text{各発行対象国債の利率}}{100} \times \frac{1}{2}}{}$$
- 15 償還期限 (別表のとおり)
- 16 償還金額 額面金額 100 円につき 100 円
- 17 入札の基準
とする各発
行対象国債
の利回り 銘柄毎の基準利回は、令和 7 年 2 月 25 日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りとする。
- 18 元利金支払
場所 日本銀行
- 19 入札参加者 財務大臣から通知を受けた者
- 20 払込期日 令和 7 年 2 月 26 日

(別表)

名称及び記号	利率 (年)	償還期限	発行の根拠法律 及びその条項	発行額 (額面金額)
利付国庫債券 (20 年) (第 174 回)	0.4%	令和 22 年 9 月 20 日	特別会計に関する法律第 47 条 第 1 項分	45,800,000,000 円

利付国庫債券（20 年） （第 175 回）	0.5%	令和 22 年 12 月 20 日	特別会計に関する法律第 4 7 条 第 1 項分	26,000,000,000 円
利付国庫債券（20 年） （第 176 回）	0.5%	令和 23 年 3 月 20 日	特別会計に関する法律第 4 7 条 第 1 項分	43,900,000,000 円
利付国庫債券（20 年） （第 178 回）	0.5%	令和 23 年 9 月 20 日	特別会計に関する法律第 4 7 条 第 1 項分	17,200,000,000 円
利付国庫債券（20 年） （第 180 回）	0.8%	令和 24 年 3 月 20 日	特別会計に関する法律第 4 7 条 第 1 項分	4,700,000,000 円
利付国庫債券（20 年） （第 181 回）	0.9%	令和 24 年 6 月 20 日	特別会計に関する法律第 4 7 条 第 1 項分	3,600,000,000 円
利付国庫債券（30 年） （第 42 回）	1.7%	令和 26 年 3 月 20 日	特別会計に関する法律第 4 7 条 第 1 項分	3,000,000,000 円
利付国庫債券（30 年） （第 43 回）	1.7%	令和 26 年 6 月 20 日	特別会計に関する法律第 4 7 条 第 1 項分	5,500,000,000 円
利付国庫債券（30 年） （第 44 回）	1.7%	令和 26 年 9 月 20 日	特別会計に関する法律第 4 7 条 第 1 項分	10,300,000,000 円
利付国庫債券（30 年） （第 45 回）	1.5%	令和 26 年 12 月 20 日	特別会計に関する法律第 4 7 条 第 1 項分	6,000,000,000 円
利付国庫債券（30 年） （第 51 回）	0.3%	令和 28 年 6 月 20 日	特別会計に関する法律第 4 7 条 第 1 項分	8,400,000,000 円
利付国庫債券（30 年） （第 52 回）	0.5%	令和 28 年 9 月 20 日	特別会計に関する法律第 4 7 条 第 1 項分	1,300,000,000 円

利付国庫債券（30 年） （第 55 回）	0.8%	令和 29 年 6 月 20 日	特別会計に関する法律第 6 2 条 第 1 項分	2,200,000,000 円
利付国庫債券（30 年） （第 59 回）	0.7%	令和 30 年 6 月 20 日	特別会計に関する法律第 6 2 条 第 1 項分	1,000,000,000 円
利付国庫債券（30 年） （第 60 回）	0.9%	令和 30 年 9 月 20 日	特別会計に関する法律第 6 2 条 第 1 項分	13,100,000,000 円
利付国庫債券（30 年） （第 61 回）	0.7%	令和 30 年 12 月 20 日	特別会計に関する法律第 6 2 条 第 1 項分	2,000,000,000 円
利付国庫債券（30 年） （第 62 回）	0.5%	令和 31 年 3 月 20 日	特別会計に関する法律第 6 2 条 第 1 項分	25,500,000,000 円
利付国庫債券（30 年） （第 63 回）	0.4%	令和 31 年 6 月 20 日	特別会計に関する法律第 4 7 条 第 1 項分	57,000,000,000 円
利付国庫債券（30 年） （第 64 回）	0.4%	令和 31 年 9 月 20 日	特別会計に関する法律第 6 2 条 第 1 項分	35,300,000,000 円
利付国庫債券（30 年） （第 65 回）	0.4%	令和 31 年 12 月 20 日	特別会計に関する法律第 4 7 条 第 1 項分	35,500,000,000 円
利付国庫債券（40 年） （第 8 回）	1.4%	令和 37 年 3 月 20 日	特別会計に関する法律第 4 7 条 第 1 項分	600,000,000 円
利付国庫債券（40 年） （第 9 回）	0.4%	令和 38 年 3 月 20 日	特別会計に関する法律第 4 7 条 第 1 項分	15,200,000,000 円
利付国庫債券（40 年） （第 10 回）	0.9%	令和 39 年 3 月 20 日	特別会計に関する法律第 4 7 条 第 1 項分	6,400,000,000 円

利付国庫債券（40 年） （第 11 回）	0.8%	令和 40 年 3 月 20 日	特別会計に関する法律第 4 7 条 第 1 項分	16,900,000,000 円
利付国庫債券（40 年） （第 12 回）	0.5%	令和 41 年 3 月 20 日	特別会計に関する法律第 4 7 条 第 1 項分	13,500,000,000 円